

美唄市営住宅管理条例新旧対照表（改正案）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条－第3条)</p> <p>第2章 市公営住宅の管理(第4条－第36条)</p> <p>第3章 社会福祉事業への活用(第37条－第43条)</p> <p>第4章 中堅所得者等に供する住宅としての活用(第44条－第48条)</p> <p>第5章 市改良住宅の管理(第49条－第54条)</p> <p>第6章 駐車場の管理(第55条－第61条)</p> <p>第7章 補則(第62条－第69条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 市公営住宅の管理 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、<u>身体障がい者</u>その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令第6条第1項で定める者(次条第2項及び第49条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等(第49条第2項において「被災者等」という。))にあっては第3号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居しようとする者が<u>身体障がい者</u>である場合その他政令第6条第4項で定める場合 政令第6条第5項第1号に規定する金額</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条－第3条)</p> <p>第2章 市公営住宅の管理(第4条－第36条)</p> <p>第3章 社会福祉事業への活用(第37条－第43条)</p> <p>第4章 中堅所得者等に供する住宅としての活用(第44条－第48条)</p> <p>第5章 市改良住宅の管理(第49条－第54条)</p> <p>第6章 駐車場の管理(第55条－第61条)</p> <p>第7章 補則(第62条－第67条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 市公営住宅の管理 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、<u>身体障害者</u>その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令第6条第1項で定める者(次条第2項及び第49条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等(第49条第2項において「被災者等」という。))にあっては第3号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居しようとする者が<u>身体障害者</u>である場合その他政令第6条第4項で定める場合 政令第6条第5項第1号に規定する金額</p> |

イ・ウ (略)

(3)・(4) (略)

(5) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(入居者の選考)

第9条 (略)

2 (略)

3 市長は、あらかじめ指定した高齢者向け住宅、身体障がい者向け住宅の特定の目的のための市公営住宅については、第1項に規定する者のうちから当該特定の目的に応じた要件を具備する者を前項の規定により選考し、当該市公営住宅の入居者として決定することができる。

4 (略)

(家賃の決定)

第16条 市公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、前条第3項の規定により認定した入居者の収入(同条第4項の規定により更正したときは、当該更正後の収入。第23条及び第25条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者若しくは同居者が暴力団員であるとき、又は入居者から前条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第30条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者が、その請求に応じないときは、当該入居者の市公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2・3 (略)

(市公営住宅の明渡請求)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対

イ・ウ (略)

(3)・(4) (略)

(新設)

(入居者の選考)

第9条 (略)

2 (略)

3 市長は、あらかじめ指定した高齢者向け住宅、身体障害者向け住宅の特定の目的のための市公営住宅については、第1項に規定する者のうちから当該特定の目的に応じた要件を具備する者を前項の規定により選考し、当該市公営住宅の入居者として決定することができる。

4 (略)

(家賃の決定)

第16条 市公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、前条第3項の規定により認定した入居者の収入(同条第4項の規定により更正したときは、当該更正後の収入。第23条及び第25条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者から前条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第30条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者が、その請求に応じないときは、当該入居者の市公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2・3 (略)

(市公営住宅の明渡請求)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対

し、市公営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

(7) (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項第2号から第7号までの規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、請求の日の翌日から当該市公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

5 市長は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行うときは、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知するものとする。

6 (略)

第4章 中堅所得者等に供する住宅としての活用

(管理に関する規定の準用)

第48条 第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第22条まで及び第30条から第36条までの規定は、中堅所得者等に使用させる場合の市公営住宅の管理について準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第26条」と、第18条第1項中「第26条第1項又は第31条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、第30条第1項中「第16条第1項、第25条第1項若しくは第27条第1項の規定による家賃の決定、第17条(第25条第2項又は第27条第3項において準用する場合を含む。))の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第26条第1項の規定による明渡請

し、市公営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(5) (略)

(新設)

(6) (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、請求の日の翌日から当該市公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

5 市長は、第1項第6号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行うときは、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知するものとする。

6 (略)

第4章 中堅所得者等に供する住宅としての活用

(管理に関する規定の準用)

第48条 第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第22条まで、第30条から第36条まで及び第64条の規定は、中堅所得者等に使用させる場合の市公営住宅の管理について準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第26条」と、第18条第1項中「第26条第1項又は第31条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、第30条第1項中「第16条第1項、第25条第1項若しくは第27条第1項の規定による家賃の決定、第17条(第25条第2項又は第27条第3項において準用する場合を含む。))の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第26条第1項の規定によ

求、第 28 条のあつせん等又は第 32 条に規定する市公営住宅への入居の措置」とあるのは「第 47 条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第 5 章 市改良住宅の管理

(改良住宅の入居者資格等)

第 49 条 (略)

2 市長は、前項の市改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった市改良住宅があるときは、次の各号(老人等にあつては第 2 号及び第 3 号、被災者等にあつては第 3 号)の条件を具備する者を当該市改良住宅に入居させることができる。

(1) (略)

(2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居しようとする者が身体障がい者である場合その他政令第 6 条第 4 項で定める場合 住宅地区改良法施行令(昭和 35 年政令第 128 号。以下「改良法施行令」という。)第 12 条後段の規定により読み替えた政令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額

イ ア以外の場合 改良法施行令第 12 条後段の規定により読み替えた政令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額

(3)・(4) (略)

(5) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 (略)

(割増賃料)

第 52 条 (略)

2 前項の割増賃料は、改良法施行令第 13 条の 2 の規定により読み替えてその例によるとされた公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成

る明渡請求、第 28 条のあつせん等又は第 32 条に規定する市公営住宅への入居の措置」とあるのは「第 47 条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第 5 章 市改良住宅の管理

(改良住宅の入居者資格等)

第 49 条 (略)

2 市長は、前項の市改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった市改良住宅があるときは、次の各号(老人等にあつては第 2 号及び第 3 号、被災者等にあつては第 3 号)の条件を具備する者を当該市改良住宅に入居させることができる。

(1) (略)

(2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居しようとする者が身体障害者である場合その他政令第 6 条第 2 項で定める場合 住宅地区改良法施行令(昭和 35 年政令第 128 号。以下「改良法施行令」という。)第 12 条後段の規定により読み替えた政令第 6 条第 3 項第 1 号に規定する金額

イ ア以外の場合 改良法施行令第 12 条後段の規定により読み替えた政令第 6 条第 3 項第 2 号に規定する金額

(3)・(4) (略)

(新設)

3 (略)

(割増賃料)

第 52 条 (略)

2 前項の割増賃料は、改良法施行令第 13 条の 2 の規定により読み替えてその例によるとされた旧法による政令第 6 条の 2 第 2 項に規定する

8年政令第248号)による改正前の公営住宅法施行令第6条の2第2項に規定する額の範囲以内で、規則で定める。

3 (略)

第6章 駐車場の管理

(使用者資格)

第57条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第35条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

第7章 補則

(意見の聴取)

第66条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、美唄警察署長の意見を聴くことができる。

(1) 第8条第2項及び第9条第3項の規定により市営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者及び当該入居の申込みをした者と現に同居し、又は同居しようとする親族

(2) 第13条第1項の承認をしようとする場合 新たに同居させようとする者

(3) 第14条第1項の承認をしようとする場合 承認を受けようとする者及び当該承認を受けようとする者と同居し、又は同居しようとする親族

(4) 第58条第2項の規定により駐車場の使用者の決定をしようとする場合 入居者及び同居者

2 市長は、市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、市営

額の範囲以内で、規則で定める。

3 (略)

第6章 駐車場の管理

(使用者資格)

第57条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第35条第1項第1号から第5号までのいずれの場合にも該当しないこと。

第7章 補則

(新設)

住宅の入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、美唄警察署長の意見を聴くことができる。

(勧告)

第 67 条 市長は、前条第 2 項の意見が述べられている場合であって、市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者に対し、市営住宅の明渡しその他必要な措置をとるべく旨を勧告することができる。

(過料)

第 68 条 (略)

(規則への委任)

第 69 条 (略)

(新設)

(過料)

第 66 条 (略)

(規則への委任)

第 67 条 (略)